

「入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」改正の要旨

1 条例改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定では、法定事務以外の社会保障、税等に関する事務について、条例に定めることにより個人番号を独自に利用できる事務（以下「独自利用事務」）とすることができ、入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「市条例」）で独自利用事務を定めています。

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、「入間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」が廃止されたため、市条例の改正を行うものです。

2 条例改正の内容

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱が廃止となり、令和2年5月末の出納閉鎖をもって補助金交付事務が終了したことから、独自利用事務に関する規定から「私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務」に係る部分を削除するものです。

3 施行日

公布の日